

令和2年11月吉日

お客様各位

かながわ信用金庫

### 住宅ローン抵当権抹消書類の郵送について

日頃より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、令和2年12月1日より住宅ローンの抵当権抹消書類をお客様へ直接郵送させていただきますことになりました。

つきましては、今後の抵当権抹消手続きにつきましては、お客様ご自身でお手続きいただくか、お客様が直接司法書士へ委任していただくこととなります。

お客様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となる住宅ローン

抵当権付住宅ローン

※根抵当権が設定されている等で一部対象外となる住宅ローンもございます

#### 2. 抵当権抹消に関して郵送する主な書類

- ・解除証書
- ・委任状
- ・抵当権設定契約証書
- ・登記識別情報通知（抵当権設定契約証書に登記済証がないお客様のみ）

#### 3. お問い合わせについて

本件に係るお問い合わせは、誠に恐れ入りますが住宅ローンお取引店までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以上